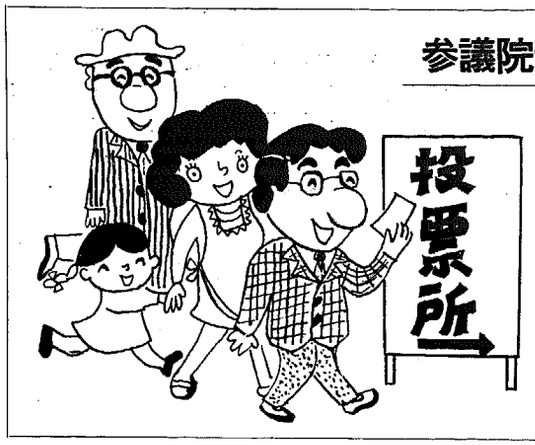

参議院新潟県選出議員補欠選挙

・投票日　5月22日

・投票時間　午前7時～午後6時

・不在者投票　4月29日～5月21日まで
午前8時30分～午後5時

当日投票所に行けない人は印かん持参で役場

昭和52年度保育料徴収基準額表

児童福祉法に規定に基づき，保護者から負担していただく昭和52年度分の保育料の徴収基準は，下記のとおり決まりました。

◇ 認可保育園 ◇

(1) 徴収基準額表

階層区分	定義			徴収基準額(月額) 3才以上児	徴収基準額(月額) 3才未満児
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円	0円
B 階層	A階層を除き，前年度分の市町村民税非課税世帯			0円	0円
C 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯	3,000円	4,000円
		第2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	4,000円	5,000円
		第3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	5,000円	6,000円
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	第1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	6,000円	7,000円
		第2	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	7,000円	8,000円
		第3	前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	8,000円	9,000円
		第4	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	9,000円	10,000円
		第5	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	10,000円	12,000円
		第6	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	11,000円	14,000円
		第7	前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	11,000円	16,000円
		第8	前年分の所得税課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	11,000円	18,000円
		第9	前年分の所得税課税額が180,000以上である世帯	11,000円	20,000円

(2) 固定資産税額による階層繰上げ認定基準表

徴収基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	繰上認定する階層
C_1階層に属し，前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C_2 階層
C_2階層に属し，前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C_3 階層
C_3階層に属し，前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D_1 階層
D_1階層に属し，前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D_2 階層

C_1～D_4階層に限り，同一世帯に2人以上入園児童がいる場合は，2人目の児童分から徴収金額を半額とする

◇ へき地保育園 ◇　徴収基準額入園児童1人につき　月額3,000円

お忘れなく
福祉年金 扶養手当 の支給月です

福祉年金の支給

今月六日より、各福祉年金が支給されます。

証書と印鑑持参の上、各郵便局で受け取りください。

なお、証書は郵便局においてきてください。

児童扶養手当特別児童扶養手当の支給

五月十一日より児童扶養手当及び特別児童扶養手当が各郵便局で支給されます。

証書と印かんを持参して受け取ってください。

なお、証書は郵便局においてきてください。

戸籍シリーズ ⑯
家庭裁判所における調停手続について

家庭の問題について紛争が生じた場合、当事者だけの話合いに任せておいては紛争がますます深刻化し、取り返しがつかない事態になることが少なくありません。このような場合に、適当な仲介者が中に入ることによって事態を円満に解決することができれば、それにこしたことはありませんが、このような話合いを基礎とした公的な仲介による紛争解決制定として家庭裁判所の家事調停制度があるのです。今では多くの人が知っていることと思いますが、家事調停制定の具体的な内容については、いまだ十分な理解が得られていないようにも思われますので今回は、家庭裁判所の家事調停の手続について説明しましょう。

家庭内の紛争は、他人同士の争いとは違い、親、兄弟姉妹等肉親の争いであるだけに、単なる利害の対立というより、むしろ複雑で微妙な感情的な対立関係が基礎になっていることが多いようです。それだけに訴訟のように法律の定めるところに従って、これを当事者に強制しようとしてみたところで根本的な解決になるものでもなく、むしろ当事者の双方が気持ちの上で充分納得のいく解決を図ることが重要であります。

家事調停は、このような実際の必要性にこたえて設けられた制度で、調停委員会を構成する家事審判官や広く国民の中から選ばれた家事調停委員が紛争の関係者の主張を聴き、その実態を握った上で、当事者が納得し、かつ、社会的に見ても合理的と考えられる解決案を作って、当事者双方の合意が得られるようあっせんすることを基本とするものです。

次に家事調停の手続について述べてみますと、まず調停手続は、紛争の当事者が家庭裁判所に調停の申立をすることによって開始されます。申立てをするには、申立書用紙に当事者の氏名、住所、申立てをしようとする事情などを記入し、当事者の戸籍謄(抄)本を添えて、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所に提出するのです。

申立てが受付けられますと事件を担当する調停委員会は調停期日を決めて当事者を呼び出します。呼び出しを受けた当事者は原則として本人が直接出頭しなければなりません。当事者の控室は別々に設けられてあります。調停委員会は出頭してきた当事者から個別に事情を聴取します。通常は、まず申立人から申立にいたったいきさつや紛争の経緯等について聴取し、続いて相手方からも同様に事情を聴くことになりますが、当事者が不安がったり、緊張したりすることなく、安心して話せるふんい気を作り出すよう、十分な配慮が払われております。ですからすべての紛争は、当事者がお冷静に話し合って解決につとめることが原則であることは当然でありますが、一方では、紛争の性質によっては、こじれないうちに調停制度を利用して、しっかりした解決を得るということもまた、かしこいやり方だともいえるのであります。

<年金ニュース>
サラリーマンのみなさんへ

サラリーマンのみなさんに耳よりな話をしましょう。

近頃、サラリーマンの奥さん方の間では、老後のこと、特に年金についての関心が高まっているという事をご存知でしょうか。

女性の一生は、結婚して家庭の中心として働き、そして老後は御主人の年金で暮らす……というのが一般的ケースでしょう。

長年にわたり苦労を共にしてきたのに、年金はご主人名義というのは、女性には何か割り切れないものが残るそうです。

また、女性の役目柄とはいえ、老いても家計のやりくりから逃れることはできません。

このような奥さんに、少しでもその労をねぎらうために「年金」をプレゼントされてはいかがでしょう。

国民年金では、これらの事を考え、「任意加入」の道を開いています。

奥さんが国民年金に加入すれば、夫婦そろって老令年金が受けられより豊かな老後の生活が送れますし、障害や母子等の年金など、まさかのときの保障も得られます。

サラリーマンのみなさん日ごろの内助に報いる意味でも奥さんを国民年金に加入させてあげてください。

【参考】

現在、四〇六人加入中

〝すすめられ いますすめる 国民年金〟

赤十字運動にご協力ください

赤十字は人道博愛を目標として、世界の各国と手をむすび、人類のしあわせと世界の平和のために活動を続けている奉仕団体であります。

赤十字事業の経費のほとんどは、赤十字社員が、毎年三百円以上を納めていただく社費によって賄なわれています。

五月は社員増強、社費募集の月間です。一人でも多くの方に赤十字をご理解いただき、赤十字社員にご加入下さるようお願い申しあげます。

村としましても五月二十日までに、社費を納入していただくよう準備しております。よろしくご協力お願いします。

身体障害者の方々に記念葉書をプレゼント

—郵便局より—

郵政省では、本年度も身体障害者福祉強調運動にちなみ、身体障害者に対する国民の理解と関心の高揚に資することを目的とした、記念郵便葉書を四月二十日から全国で発売しておりますが、左記に該当の身体に著しい障害のある方に、この葉書を贈呈いたしております。

ご希望の方は、手帳及び認印ご持参のうえ近くの郵便局へお申し出下さい（代理人でもかまいません）

善意ありがとうございます

横曾根、**成田豊吉さん**が三月二十四日お亡くなりになりました。

お嘆きにもかかわらずご遺族の**成田謙一さん**より、社会体育振興のためにと、五万円の多額のご寄附が役場に届けられました。

ご趣旨に従い、社会体育振興のために活用させていただきます。

ありがとうございました。

越後七浦観音礼大祭

とき　六月一日

一、四月一日現在で満六才以上の重度の身体障害者（一級、二級）手帳を、お持ちの方

二、贈呈枚数
一人につき二十枚

三、お申し出の期間
五月三十一日まで

〈岩室郵便局〉